

高山植物保護パトロール35年の歩みと課題

富山森林管理署 立山森林官 寺島 史郎

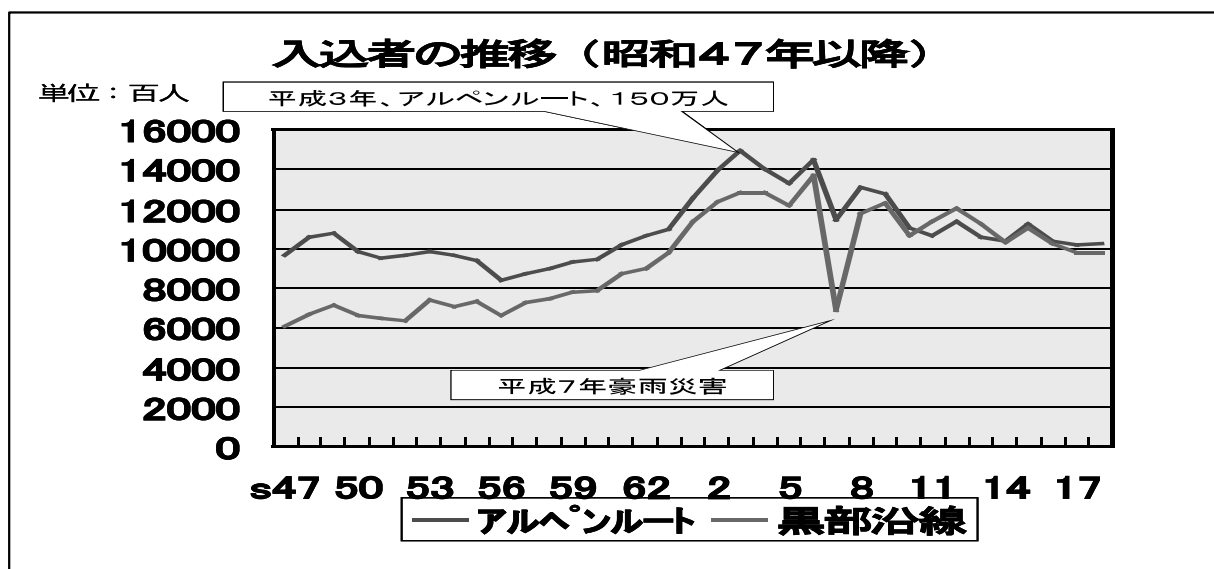
要旨

当署では、夏山最盛期の約1ヶ月間、学生を中心としたアルバイトにより、山岳地帯での希少な野生動植物種の保護のため、高山植物等保護パトロールを昭和46年（1971年）より実施してきました。そして、本年度で35年の節目を迎えました。今回の発表では、35年に亘るパトロール結果を分析し、その成果と課題を取りまとめ、これからの進むべき方向を考察します。

はじめに

当署では、昭和30年頃から職員を中心に高山植物保護に取り組んできましたが、昭和46年（1971年）5月の立山黒部アルペンルート全線開通に伴い、従前から実施していた高山植物保護監視員制度を改め、室堂をはじめとした北アルプスを利用される人々の増加（図表-1）に対応するため、同年6月、国有林野事業地内の関係機関等が賃金などの費用を相互に負担して対応する立山地区国有林野保護管理協議会を発足させました。その後、昭和54年に薬師・雲の平地区、同55年に黒部地区、同57年に白馬・朝日・北又地区に各国有林野保護管理協議会を発足させ、当署及び各地区協議会により学生アルバイトを中心に、高山植物保護パトロール隊を編成し、高山植物帯への踏み荒らし防止、野生動植物の保護を図るための啓蒙・啓発を促してきました。

今回、35年間のパトロール結果を分析し、成果と課題を取りまとめましたので報告します。

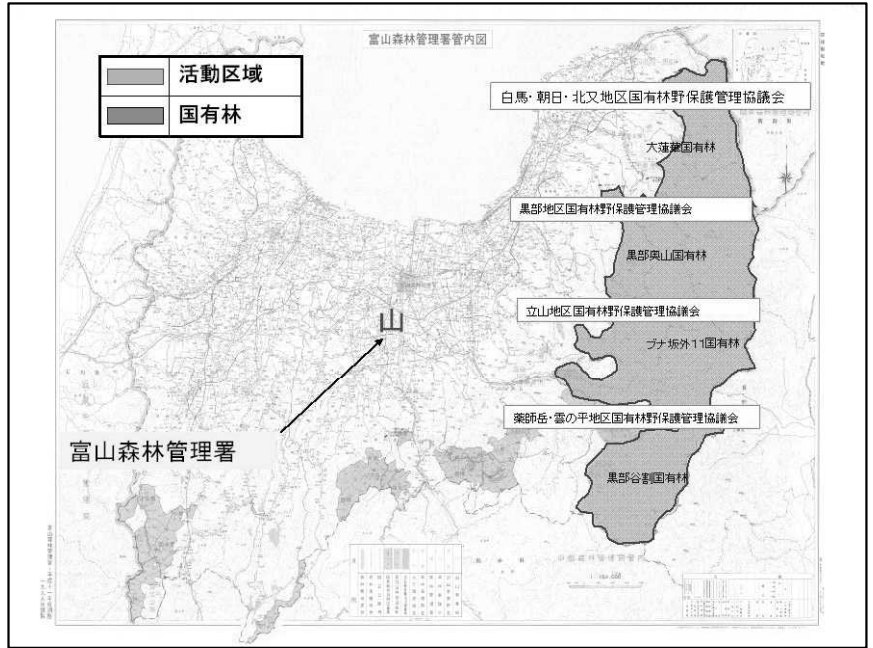


(図表-1)

1. 活動概要

(1) 活動内容

当署の高山植物保護パトロールは、室堂班、白馬・朝日班（白馬岳～雪倉岳～朝日岳他）、薬師・雲の平・太郎班（薬師岳～三俣蓮華岳～烏帽子岳他）、黒部・後立山班（爺ヶ岳～五竜岳～白馬岳～祖母谷他）、鹿島槍・針ノ木班（針ノ木岳～鹿島槍ヶ岳）の5班に分かれており、富山県内の北アルプスをエリアとして広範囲に活動しています。（図－2）



(図－2)

また、パトロール員の主な活動内容は、高山植物の保護をはじめ、雷鳥や高山蝶等の希少な野生動物の保護、登山者等の誘導、踏み荒らし防止などの指導のほか、植生保護のためのグリーンロープの設置や雪渓の除去、ゴミ拾いなど、多岐に渡っています。

(2) 平成18年度パトロール風景



(写真－1：委嘱状の交付)



(写真－2：室堂周辺を登山者に説明)



(写真－3：高山植物を図鑑で解説)

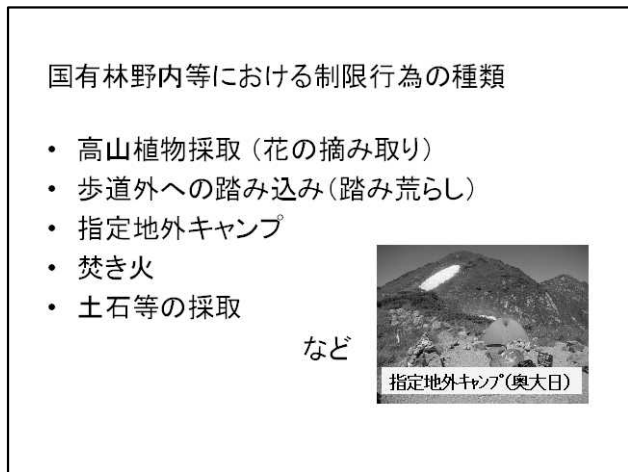


(写真－4：安全確保のため雪渓切り)

2. 35年間の活動報告

(1) 制限行為について

国有林野内における、制限行為の種類（図表－3）について説明しますが、富山県内の国有林は全域保安林の指定を受けています。森林法等に基づき、「花の摘み取り」、「踏み荒らし」、「土石等の採取」などの行為を対象に指導してきました。なお、「指定地外キャンプ」については自然公園法により指導していません。

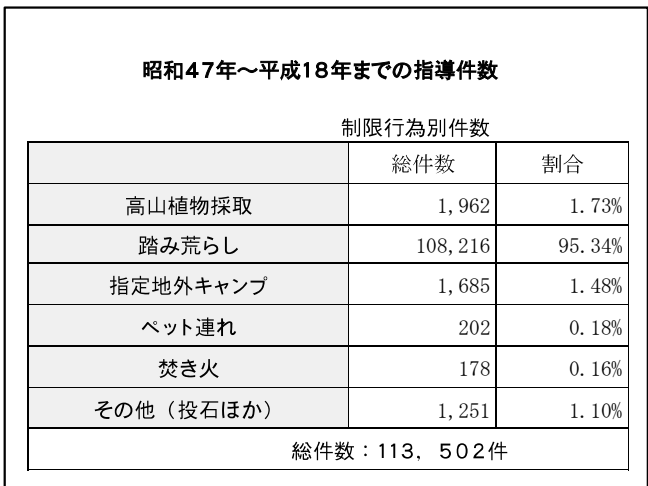


(図表－3)

脆弱な環境で高山植物を守るためには、登山者など利用する人々の理解と協力が必要と なっています。

(2) 35年間の指導件数

35年間の指導総件数は113,502件におよびますが（図表－4）、その内「踏み荒らし」が108,216件、216件で全体の95%を占めています。次いで「高山植物採取」が1,962件で1.7%、「指定地外キャンプ」が1,685件で1.5%となっています。



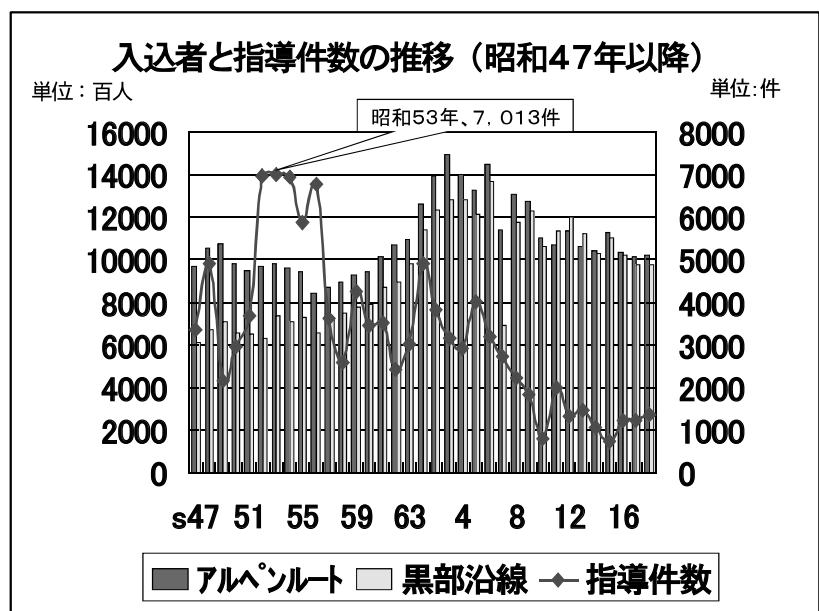
(図表－4)

(3) 指導件数の推移

昭和47年以降の指導件数と入込者の推移を対比したものです。（図表－5）

高山植物保護パトロール開始と共に、「摘み取り」、「踏み荒らし」などの指導件数が、一気に増加していますが、一定の浸透期間（およそ10年間）を経て大きく減少しています。

特に昭和53年の7,013件をピークにして、昭和57年

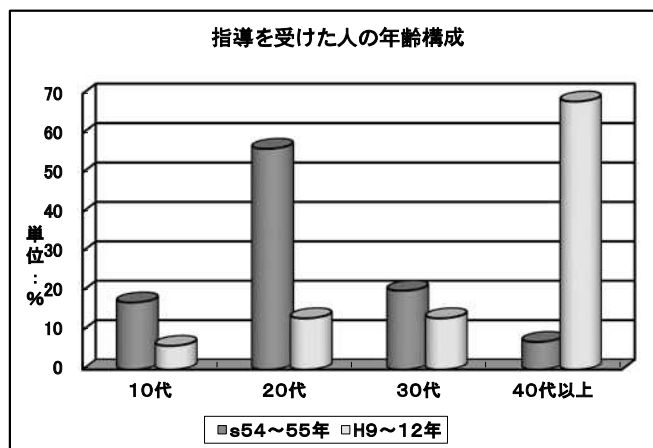


(図表－5)

を契機に大きく減少し、アルペンルートの入込者が150万人を記録した平成3年には、約3千件にまで減少しています。

(4) 年代別比較

昭和54年頃と、平成10年頃の指導を受けた人の年代比較をした結果、昭和54年頃の調査では、20代が中心で比較的若く30代が93%を占めていましたが、約20年の時を隔て、平成10年頃の調査では、40代、50代の人約60%を占めています。この結果から、注意指導を受ける年代も高齢化していることが、パトロール員の報告でも指摘されています。



(図表－6)

(5) 始末書徴収の推移 (悪質なケース)

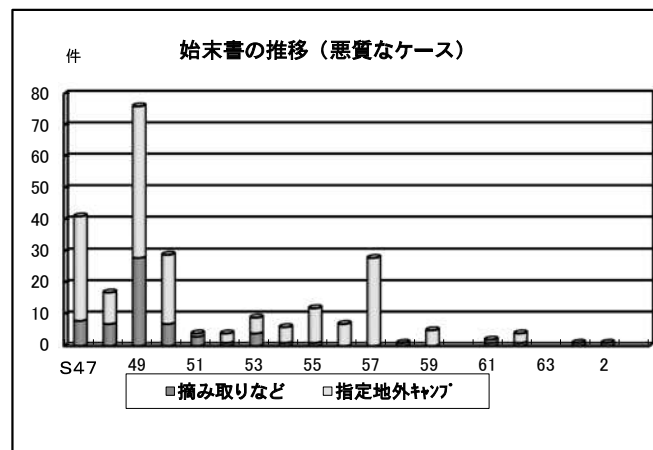
このグラフは、昭和47年以降悪質なケースに対して始末書を徴収した件数の推移を表したものです。(図表－7)

実施当初は、指導件数が増加すると共に、悪質なケースが目立ちました。特に「指定地外キャンプ」の占める割合は高く、昭和47年から平成2年までの総件数の73%を占めていました。

中でも昭和54年では、28件全てが

「指定地外キャンプ」により始末書を徴収されたものとなっています。

なお、昭和58年以降は始末書を徴収するケースは減少しています。(平成18年では、始末書徴収件数は0となっています。)



(図表－7)

(6) 地区別指導結果の推移

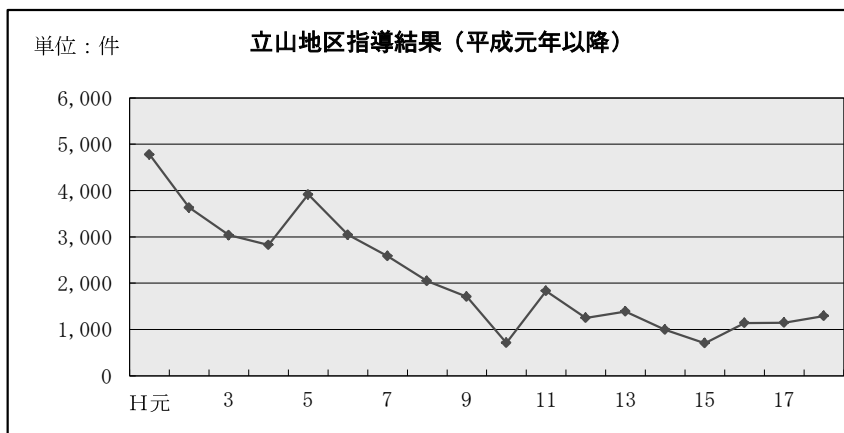
平成元年以降における各地区別の指導結果の推移を見てみます。

立山地区と稜線地区では件数の単位が異なることから、立山地区と、その他の地区(白馬・朝日・北叉地区、黒部地区、薬師岳・雲の平方面)に分けて推移を比較しました。

①立山地区

立山地区をみると、平成元年では4,779件の指導件数でしたが、平成18年には1,288件と約4分の1にまで減少しています。（図表－8）

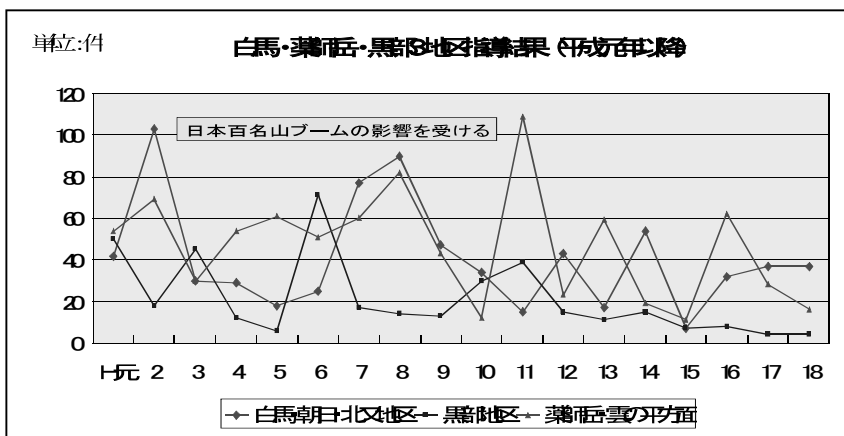
しかし、過去最低の指導件数であった平成15年の704件と平成18年を比較すると、約55%の増となっていますので、今後の指導方法の検討が求められています。



（図表－8）

②その他の地区（稜線部）

稜線部の各地区をみると、山域により大きく増減していることが分かります。（図表－9）また、稜線部の朝日岳～三俣蓮華岳周辺までのエリアには、深田久弥の「日本百名山」で「白馬岳」、「立山」、「鷲羽岳」など9座が記されており、平成元年以降しばらくブームの影響もあるものと思われます。



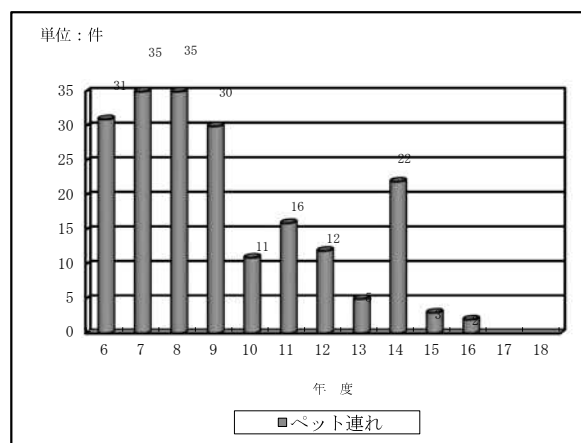
（図表－9）

また、過去3年間で比較すると、「薬師岳・雲の平地区」と「黒部地区」については減少傾向で、「白馬・朝日・北又地区」についてはやや増加傾向が見受けられます。

(7) ペット連れ登山の推移

平成に入り、ペットを隠し連れてこられる人々が目立ちはじめ、植生帯に放されるなどから「犬による踏み荒らし」のほか「ライチョウへの影響」が心配され、平成6年より指導してきました。

指導の結果、現在ではパトロール員からの報告はなくなっています。（図表－10）



（図表－10）

(8) 発生頻度の比較

立山地区と稜線部の他の3地区とでは、入込者等の差異により単純に比較できないことから、観光客の多い「立山地区（室堂平）」と登山者中心の「薬師岳・雲の平地区」とを例に比較し、啓発率と指数近似曲線により対比してみました。

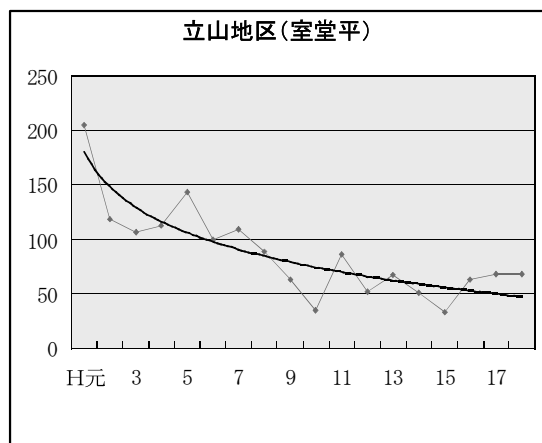
啓発率 = (被指導者数 ÷ 期間中の入込者) × 10000 ※10,000人当たりでの違反者の発生頻度

①立山地区

立山地区における平成元年の一万円当たりの指導人数は205人でしたが、平成18年には68人となり、約3分の1に減少しています。

(図表-11)

しかし、平成16年以降3年間は、70人程度で横ばいとなっています。



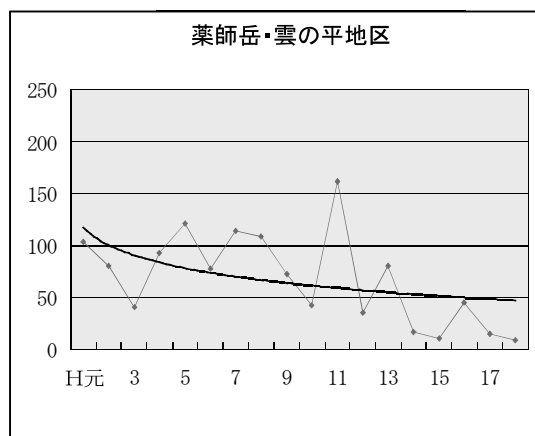
(図表-11)

②薬師岳・雲の平地区

薬師岳・雲の平地区における平成元年の一万円当たりの指導人数は103人でしたが、平成18年には9人で10分の1以下と大幅に減少してきました。

(図表-12)

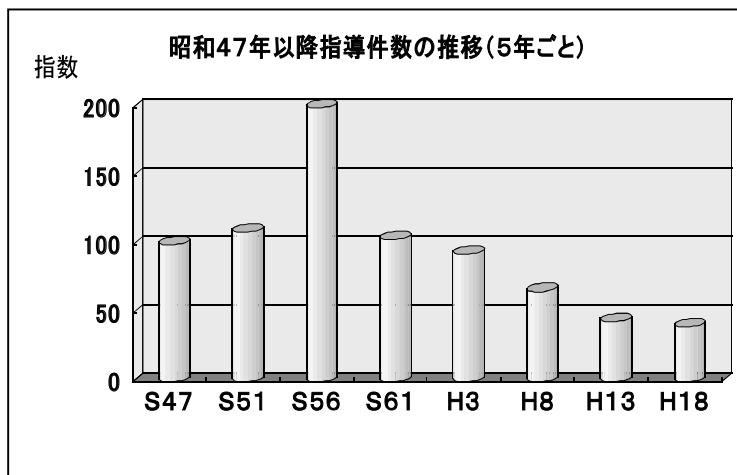
しかし、この間の百名山ブームを反映して、特に平成11年をピークに、1~2年のサイクルで指導件数の増減が見受けられるなど、観光客の多い立山地区との差異が鮮明に出ています。



(図表-12)

(9) 指導件数のまとめ

これまでの分析結果を総合して、5年ごとの推移では、昭和47年を100とした場合、平成18年には6割減の40となりました。ピーク時の昭和56年(200)に対しては5分の1となり、着実に啓発が進んだことが分かりました。



(図表-13)

高山植物保護パトロールの象徴である「赤帽」、「赤シャツ」そして「緑の腕章」は、夏山の風物詩とマスコミに取り上げられるなど、その存在は多くの子ども達にも影響を与えています。(写真－5)

現在までのパトロール員の延べ人数は 700 名を数えました。中には、小学生の頃からのあこがれでパトロール員になった学生もいます。35年に亘るパトロール活動は、高山植物を保護するばかりでなく、人間形成においても大きく寄与してきたものと考えられます。

なにより継続が大切です。今後も引き続き高山植物保護パトロールを実施していく所存です。



(写真－5)

3. 今後の課題と対策

これまでの活動報告に基づき、高山植物等保護活動を展開していく上での「課題と対策」を3点上げます。

①高山植物の保護と保全の調和

現在では高山植物をはじめとした多くの野生動植物を自然な姿のまま保護していくことが重要となっています。高山植物等に対する理解をより一層深めるためにも、パンフレットやポスターを通じて PR に努めていきます。(写真－6, 7)



(写真－6)

(写真－7)

②利用者のマナーの向上と啓発

立山地区での過去3年間の指導件数を見るとやや増加傾向にありますので、利用者のマナー向上のため、制限行為を注意指導するなど従来からの指導方法だけでなく、分かり易い丁寧な指導に心掛けるとともに、職員やパトロール員が希少な高山植物の分布状況を把握した上で適切な説明をしていきます。

③国民共有の財産を残すための世論形成

貴重な自然遺産である、立山をはじめとした北アルプスの自然を守り伝えるため、子供達に登山体験等を通じて、自然とふれあえる楽しさを教え、また、山のすばらしさを体感してもらう機会を学校や地域に促していくと共に、関係機関等との連携を強化し、地域一帯での保護意識の向上を図っていきます。

以上の対策の外、当署では平成2年度より高山植物保護パトロールの活動報告を掲載した記録誌「峰々を歩きて」(写真-8、9)をこれまでに16冊編集、発行してきました。この記録誌は広報活動の一環として、国有林野保護管理協議会会員やマスコミ、パトロール員に配布しています。



(写真-8)



(写真-9)

今後の対策と併せ、記録紙の発行を継続し、「峰々を歩きて」を通じてより多くの人にこの活動を知ってもらえることを期待します。

おわりに

昨年で高山植物保護パトロールも35周年を迎えました。国、県、町、山小屋、運輸事業施設管理者等、多くの関係者の協力を得て、現在に至るまで長年継続することができました。この間、従事した学生数は700名を数え、現在は各関係方面で活躍されています。また、5年前の30年の節目に寄せて頂いたメッセージには、この活動に従事したことで自然保護の難しさとモラルの大切さを痛感させられたなど、携わった人達それぞれに思い入れがあり、若く多感な時期に貴重な経験をしたことがその後の人生観に影響を与えていることが綴られていました。

パトロールの従事者は、毎年初めて経験する人が大半を占めております。研修受講直後に現場へ配置されるため不安と希望とが交錯し、動揺を隠せないままに時は過ぎていくようです。しかしパトロールを終えて下山してきた時には、それぞれの表情は充実感と達成感に満ちた顔つきに変貌しています。毎年、こうした繰り返しが35年という年月を経て現在に引き継がれています。

違反行為に注意・指導することのみを捉えてみれば義務的にこなせば済みますが、なぜ高山植物を踏みつけたり、摘み取ったりしたはいけないのかを違反者に説明し理解を求め、自然の大切さを認識してもらうための作業を繰り返し、自分の言葉で理解を得るために、日々葛藤し違反者と対峙する日を重ね自問自答、仲間同志で対応を検討しています。一ヶ月間の保護パトロール活動を終える頃には、自然保護指導員としての自覚と誇りに満ちた表情で下山してきます。この間に多くの人と出会い、多くの人と語り、違反を注意することだけでなく、理解を得るために努力し、事の成否に関係なく仲間同志共通の目的を通し体感して帰ってくるのです。地道な活動ではありますが、今後も多くの若者が参加してくれることを願い、また社会全体に自然環境に配慮する思想がより一層定着することを希望します。

最後になりましたが、山小屋の方をはじめ、関係者の皆様には、高山植物保護パトロールに多大なるご協力をいただきましたことに感謝を申し上げ、報告とします。